(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	産業創出課	検索番号	4 - 1
法令名	愛媛県産業技術研究所使用	坦频复西	根拠条項 第7条		
	規則	依拠余頃			
許認可等	使用の変更許可				
(根拠規定)					
愛媛県産業技術研究所使用規則					
(使用許可の変更) 第7条 第5条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用日時そ の他知事が定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ愛媛県産業技術研究所施設 使用変更許可申請書(様式第3号)に許可書を添えて知事に提出し、その許可を受けなけ ればならない。					
(許認可等の基準)					
愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター共同研究室運営要綱 (使用許可の変更) 第6条 使用者は、次の各号のいずれかを変更しようとするときは、あらかじめ規則第7条					
第6条 使用省は、次の音号の1911かを変更しようとするとさは、あらかしの焼煎第7条 の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所施設使用変更許可申請書をセンター長に提出する ものとする。					
(1)使用日時を変更する場合(2)使用目的を変更する場合					
 (3) その他センター長がやむをえないと認める場合 2 センター長は、前項の規定により使用変更許可の申請があったときは、異例若しくは重要と認められる場合を除き、センター長が許可するものとする。 					